

業務委託仕様書

1 業務名 戸島資材置場警備業務委託（長期継続契約）

2 警備目的

水道用資材は重要な資産であり、資材置場へ第三者が侵入することによって生じる水道用資材の盗難、破壊、その他を防止するため、熊本市上下水道局（以下「委託者」という。）では、警備業務を専門の業者（以下「受託者」という。）に委託する。なお、受託者の警備業務は、この仕様書に基づき遂行されるものとする。

3 警備対象施設及び所在地

施設名称：戸島資材置場 所在地：熊本市東区戸島町2636

4 履行期間

令和7年（2025年）4月1日～令和12年（2030年）3月31日（長期継続契約）

5 警備任務

- （1） 盗難及び破損行為の早期発見及び拡大防止
- （2） 事故確認時における関係機関への通報・連絡
- （3） 部外者侵入時の応急処置及び通報・連絡
- （4） 警備実施事項の報告
- （5） その他警備に付随する事項について委託者と受託者が協議のうえ取り決めた事項

6 警備方法

警報装置による機械警備とする。

ア 受託者は、設置した警報装置により感知される異常の有無を、受託者の警備本部において自動的に表示する機械を設置し、警報装置による機械警備を行うものとする。

イ 受託者は、本部に管理担当員を配置し、本部装置により警備対象施設の異常を常に監視するとともに、警備担当員と連絡を保ち、当該施設の安全を図るものとする。

ウ 受託者は前号に定める方法等により、警備対象施設に異常を感じたときは警備担当員を急行させ、異常事態の確認を行うとともに、直ちに警備対象施設の管理者及び関係機関に連絡し、必要な処置を取るものとする。

エ 受託者は、警備対象施設の異常事態に即時対応するため、異常事態発生を確認後25分以内に現場へ到着できる体制を取るものとする。

7 機械巡回警備の方法

- ア 工事等による警報装置解除期間の警備については、委託者と受託者が協議のうえ、巡回警備を行うものとする。
- イ この間の費用は、通常の業務委託料に含まれるものとする。

8 機械警備基準時間

午前 0 時から 24 時間をもって 1 日とする。

9 警備実施時間

加入電話回線を利用した 24 時間の警備とする。

10 警備仕様

(1) 警報装置の設置

- ア 受託者は、警報装置を設置しなければならない。
 - (ア) 警報装置の更新等取替が必要なときは、受託者の負担において行うものとする。
 - (イ) 委託者の都合により、履行期間中に撤去及び移設が必要となった場合には、委託者と受託者が協議のうえ警報装置の撤去及び移設を行うものとする。これに係る費用は委託者の負担とする。
- イ 前号により設置する装置は、次にかかげる要件を備えていなければならない。
 - (ア) 警備対象施設における部外者の侵入またはその恐れのあるものを的確かつ早期に発見する機能を有すること。
 - (イ) 警備対象施設に侵入した者を的確かつ早期に感知し、盗難及び不法行為を予防する機能を有すること。
 - (ウ) 警備に使用する回線は、加入電話回線とする。
 - (エ) 出入を管理する鍵は、個々を特定する機能を有すること。(10 個)
 - (オ) 翌日 12 時まで、戸島資材置場の出入りについて確認ができること。
- ウ 警備装置の取替の際の電気配線工事等は、委託者の指示に従い該当施設の運用に支障を来さないよう施工すること。

(2) 警備計画図面

受託者は、契約締結後速やかに、着手届とともに、契約書及びこの仕様書に基づき警備計画図面を作成し、委託者の承認を受けなければならない。

11 報告

- (1) 受託者は委託者に対し、毎日業務終了後、警備実施結果を警備報告書に記入し、1 箇月毎に翌月 7 日を目途に提出すること。
- (2) 受託者は、異常信号記録及び鍵番号による警備開始・解除記録を警備報告書等で報告

を行うものとする

- (3) 受託者は、事故等が発生したときには、委託者に直ちに報告するとともに、後日その詳細について報告書を提出するものとする。
- (4) 受託者は、警報装置作動後現地に急行し十分異常事態の確認を行うが、特に異常がない場合は委託者に連絡する必要はなく、警備報告書での報告でよい。ただし、警備機器のセット等を目的として資材置場に立入る場合は委託者に連絡すること。

1 2 保守点検

受託者は、警報装置の正常な機能を維持するため、適宜保守点検を行うものとする。

1 3 鍵の保管

- ア 委託者は、警備実施に必要な鍵を預かり証の発行を持って受託者に預託する。
- イ 受託者は預託された鍵を厳重に取扱い保管する。

1 4 機械警備の撤去

機械警備の業務を交代する場合には、設置している警備機械について交代する警備業者と引継ぎを行い撤去を行うものとし、これに係る費用は、業務委託料に含むものとする。

1 5 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。